

既存の引火性溶剤を用いるドライクリーニングを営む工場に係る建築基準法第48条の規定に基づく許可に関する基準

(目的)

第1 この基準は、国土交通省から発出された「引火性溶剤を用いるドライクリーニングを営む工場に係る建築基準法用途規制違反への対応及び同法第48条の規定に基づく許可の運用について（平成22年9月10日付け国住指第2263号及び国住街第78号による技術的助言。以下「技術的助言」という。）に基づき、既存の引火性溶剤を用いるドライクリーニングを営む工場に係る建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第48条第1項から第9項までの各項ただし書の規定による許可を行う基準をあらかじめ定め、許可手続きの円滑化を図ることを目的とする。

(用語の意義)

第2 この基準における用語の意義は、法及び建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）に定めるところによる。

(建築物等の許可基準)

第3 この許可基準の適用の対象は、次の全てを満たすものとし、安全性の確保、周辺環境に配慮されたものを許可するものとする。

(1) 対象となる工場

この基準の施行の際、現に法第48条の規定に適合しない引火性溶剤を用いるドライクリーニングを営む工場であること。

(2) 建築物の規模等

ドライクリーニングを営む工場の規模等については、表のとおりとする。

用途地域	規模等の条件
第一種低層住居専用地域	1) 延べ面積の2分の1以上が住居部分であること。 2) 店舗 <sup>*1</sup> 部分を有すること。 3) 工場 <sup>*2</sup> 部分及び店舗部分の床面積の合計が50平方メートル以内であること。 4) 工場部分と店舗部分が2階以下にあること。

第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 かつ第一種文教地区	1) 店舗部分を有すること。 2) 作業場 <sup>※3</sup> の床面積が50平方メートル以内であること。 3) 工場部分及び店舗部分の床面積の合計が150平方メートル以内であること。 4) 工場部分と店舗部分が2階以下にあること。
第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 かつ第二種文教地区	1) 店舗部分を有すること。 2) 作業場の床面積が50平方メートル以内であること。 3) 工場部分及び店舗部分の床面積の合計が500平方メートル以内であること。 4) 工場部分と店舗部分が2階以下にあること。
第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域	作業場の床面積が50平方メートル以内であること。
近隣商業地域 商業地域	作業場の床面積が150平方メートル以内であること。

※1 店舗は、クリーニング取次店舗であること。

※2 工場は、クリーニング工場の用に供する作業場、作業に要する物品を保管する倉庫等をいう。

※3 作業場は、クリーニング工場の用に供する作業場をいう。

### (3) 安全対策に関する基準

引火性溶剤の保管方法、洗濯機及び乾燥機の安全対策、作業場の防火措置、日常の作業における安全管理対策等の安全対策については、技術的助言中の「<別添1>火災安全性の確保の観点からの引火性溶剤を用いるドライクリーニング工場の安全対策に関する技術的基準」によること。

### (4) 住環境の保全に関する基準

ア) からオ) までの基準は、建築物の敷地が第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域又は準住居地域内である場合に適用する。

ア) 騒音対策

操業等に伴い工場から発生する騒音及び搬入、配送等に伴って敷地内で発生する騒音が、各敷地境界線（道路に面する部分を除く。以下同じ。）付近において、周辺の住宅地等における状況と比較して、住居の環境を害するものとならないこと。

#### イ) 交通量対策

店舗部分を有する工場については、敷地内又は近隣に自動車駐車場を確保すること。また、敷地から道路への自動車の出入口は、幅員4メートル以上の道路に設けられ、かつ、交通の安全上支障がないこと。

#### ウ) 臭気対策

隣接地に対する臭気が、各敷地境界線付近において、住居の環境を害するものとならないこと。

#### エ) 振動対策

隣接地に対する振動が、各敷地境界線付近において、住居の環境を害するものとならないこと。

#### オ) 照明・光対策

工場から発する光及び敷地に入出入りする自動車による光によって、隣接地へ影響が生じないように措置されていること。

#### カ) 原動機を用いる工場設備に関する基準

原則として、ドライ洗濯機は1台、その他の設備は現に操業している台数とすること。

### (許可の申請)

第4 この基準による許可の申請及び許可通知書の交付については、以下のとおりとする。

- (1) 許可を受けようとする者は、違反是正計画書を市長に提出した後に、許可の申請を行うものとする。
- (2) 市長は、許可申請された建築物の計画について、建築審査会の同意が得られた場合は、その旨を申請者に通知するものとする。
- (3) 申請者は、建築審査会の同意が得られた旨の通知を受けた後に、申請に係わる工事を行い、工事が完了した場合は、市長に工事の完了を報告しなければならない。
- (4) 市長は、工事の完了の報告があった場合は、現地調査を行い、是正計画に適合すると認めるときは、許可通知書を申請者に交付するものとする。

### 附則

この基準は平成24年4月1日から施行する。

## ＜別添1＞

# 火災安全性の確保の観点からの引火性溶剤を用いるドライクリーニング工場の安全対策に関する技術的基準

## 1. 引火性溶剤の保管方法等

次の(1)から(5)までに適合していること。

- (1) 引火性溶剤を保管する容器（以下「容器」という。）は、洗濯機、乾燥機、ボイラーその他の機械の設置スペース、アイロンを用いる作業台又は洗濯物の保管スペースから水平方向に50cm以上（垂直方向については床面から天井まで）離れた場所に設置されていること。
- (2) 容器の設置場所から水平方向に1m以内（垂直方向については床面から容器上方15cm以内）においては、電気設備について防爆措置が行われていること。
- (3) 容器が屋内に設置されている場合、容器が設置されている室に機械換気設備が設けられており、かつ、容器が設置されている室全体の単位床面積（容器の設置場所が隔壁等により区画され、区画された部分内に機械換気設備が設けられている場合は、区画された部分の単位床面積）あたり0.3m<sup>3</sup>/minの換気量が確保されていること。
- (4) 容器は、次の①及び②に適合していること。
  - ① 密閉できる構造であること。
  - ② 危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）別表第3の2に定める基準に適合する内装容器（内装容器の種類が空欄のものにあっては、外装容器）又は危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示（昭和49年5月1日自治省告示第99号）第68条の2の2に定める容器であり、かつ、危険物の規制に関する規則第43条の3第1項に定める収納の基準に適合していること。
- (5) 固定容器については、適切にアースが設置されていること。

## 2. 洗濯機・乾燥機の安全対策

次の(1)から(4)までに適合している洗濯機及び乾燥機（洗濯及び乾燥を同一の機械内で行うものを含む。）が設置されていること。

- (1) 洗濯機及び乾燥機には、適切にアースが設置されていること。
- (2) 洗濯機は、洗濯及び脱液が同一の機械内で行われる機能を有するものであること。
- (3) 洗濯機は、次の①から④までのいずれかの機能が設けられているものであること。
  - ① 洗濯槽内への窒素等の不活性ガスの充填又は洗濯槽内の減圧により洗濯槽内の酸素濃度を爆発下限界酸素濃度以下に制御する機能
  - ② 溶剤冷却機能又は溶剤温度の上昇により、引火のおそれがある場合に機械が自動停止する機能
  - ③ 静電気を監視する機能に連動して、静電気が発生するおそれがある場合に機械が自動停止する機能
  - ④ 静電気を監視する機能に連動して、静電気が発生するおそれがある場合に洗剤の自動投入を行う機能

(4) 乾燥機は、次の①及び②に適合していること。

- ① 処理ドラム内への窒素等の不活性ガスの充填若しくは処理ドラム内の減圧により処理ドラム内の酸素濃度を爆発下限界酸素濃度以下に制御する機能又は温度制御等により溶剤蒸気濃度を爆発下限界以下に制御する機能が設けられていること。
- ② 溶剤を含む排気が作業場内に直接排出されない構造であること（溶剤回収型乾燥機であること又はダクトで直接屋外への排気を行う措置がなされていること）。

### 3. 作業場（洗濯、乾燥又は仕上げ作業を行うスペース）の防火措置

次の(1)から(4)までに適合していること。

- (1) 機械換気設備が適切な位置に設けられており、かつ、作業場のある室全体の単位床面積あたり0.3m<sup>3</sup>/minの換気量が確保されていること。
- (2) 溶剤の漏出が想定される場所（洗濯機、乾燥機及び脱液後の洗濯物（洗濯かごに入れる場合は洗濯かごの範囲。）をいう。以下同じ。）から水平方向に1m以内（垂直方向については床面から開口部の最上端の上方15cm以内）においては、電気設備について防爆措置が行われていること。
- (3) 溶剤の漏出が想定される場所から水平方向に50cm以内（垂直方向については床面から天井まで）には、ボイラー、アイロンを用いる作業台の設置スペース又は洗濯物の保管スペースが設けられていないこと。
- (4) 作業場の床は、溶剤が浸透しない構造であること。

### 4. 併せて講じるべき日常の作業における安全管理対策等

このほか、引火性溶剤を用いるドライクリーニング工場においては、日常の作業における安全管理を徹底することが必要不可欠であり、法第48条第1項から第9項までの規定に基づく許可の際に、次の(1)から(5)までが適切に実施されるよう安全管理の体制及び方法を確認する必要がある。

具体的には、安全管理の責任者を定め、次の(1)から(5)までに関する安全管理のチェックリストを作成して見やすい場所に掲示し、又は分かりやすい場所に常備することにより、作業時に確実に確認させる等安全管理を徹底させる体制及び方法について許可の条件とする必要がある。

(1) 人体、作業服等の帯電防止

- ① 作業場内に除電板、静電気除去ブラシその他の人体の静電気を適切に除去するための器具が設置されていること。
- ② 溶剤の容器を開閉する際、洗濯機若しくは乾燥機に洗濯物を入れる際又は洗濯物若しくは乾燥機から洗濯物を出す際には、あらかじめ除電板に触れる等により静電気を適切に除去すること。

(2) 溶剤の管理

- ① 溶剤の保管容器は、使用時以外は蓋を閉じておくこと。
- ② 溶剤の保管容器は、ゴムマット等不導体の上に設置しないこと。
- ③ 溶剤の管理に当たっては、取り扱う溶剤の種類に応じて、それぞれの製品安全データシート（MSDS）に示された管理方法に従うこと。

④ 洗濯時においては、溶剤に洗剤を添加することにより、溶剤の体積抵抗率を109 Ω・m以下に保つこと。

(3) 機械の管理

① 洗濯機、乾燥機その他の機械の使用に当たっては、取扱説明書に従って機械の保守点検、機械及び器具類の清掃、フィルターの交換その他の管理を適切に実施すること。

② ライター等の異物を洗濯機及び乾燥機内に混入させることのないよう、衣類等の洗濯物を洗濯機及び乾燥機に投入する前に事前点検を行うこと。

(4) 作業場の管理

① 1. (2)及び3. (2)により電気設備の防爆措置を行うことを必要とする範囲においては、ライター・たばこ等火源となるものを持ち込まないこと。また、溶剤の保管容器や洗濯かごなど溶剤の漏出が想定される可動性のものについては、その可動範囲をあらかじめ作業場に明示しておくこと。

② 溶剤の付いたウェス等の布、繊維くずを機械、溶剤の保管容器等のそばに放置しないこと。

③ 使用する溶剤に応じて、危険物の規制に関する政令（昭和34年9月26日政令第306号）別表第5に基づきその消火に適応するものとされる消火設備のうち、第五種の消火設備が作業場内に設置されていること。ただし、危険物の規制に関する政令第20条第1項第1号又は第2号に該当する場合は、当該各号に定める消火設備が設置されていること。

④ 前号に掲げる消火設備については、取扱説明書に従い保守点検を適切に実施すること。

(5) このほか、ドライクリーニング作業の作業に当たっては、クリーニング業法（昭和25年法律第207号）、消防法（昭和23年法律第186号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）等の関係法令に従うこと。